

V. 信用リスク削減手法

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。

当行では、担保や保証に過度に依存することがないよう配慮しつつ、取引の種類やお取引先の信用度に応じた信用リスク削減手法を用いて信用リスクの軽減に努めております。

担保については、行内規定に従って客観的・合理的な評価を行い、電子稟議等による設定から解除に至る事務管理とデータベース更新の一体化、評価の自動洗い替え等システムを活用した継続的な管理を行っております。当行における主な担保としては、不動産、自行預金、上場会社の株式等が挙げられます。不動産は、原則として、群馬ビジネスサービス(株)（当行の連結子会社）が評価を行い、年2回の評価洗い替えを実施しております。上場会社の株式は市場価格に基づく日次の評価洗い替えを実施しております。

保証については、法人代表者等の個人、群馬信用保証(株)（当行の連結子会社）、国・地方公共団体、信用保証協会等の公的保証機関の保証が主なものとなっております。

クレジット・デリバティブは、現在、取扱いがありません。

これらのうち、自己資本比率告示の適格要件を満たしたものについて、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しております。

担保は現金及び自行預金、保証は国及び保証協会が主なものとなっており、それぞれその信用度はきわめて高く、また、信用リスク削減手法の適用に伴う特定のお取引先や業種等へのリスク集中はありません。

自己資本比率算出上の信用リスク削減手法としては、他に、貸出金と自行預金の相殺・派生商品取引及びレボ形式の取引における法的に有効な相対ネットリング契約があります。前者については貸出金及びその未収利息と定期預金を相殺対象として適用しておりますが、後者は信用リスク削減手法として適用しておりません。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーの額

自己資本比率算出上、担保または保証を信用リスク削減手法として適用したエクスポージャーの額は以下のとおりです。

なお、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

(単位：百万円)

		連 結		単 体	
		平成19年度末	平成20年度末	平成19年度末	平成20年度末
適格金融資産担保	現金及び自行預金	119,618	134,702	119,618	134,702
	金	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—
	株式	4,287	3,066	4,287	3,066
	投資信託等	—	—	—	—
	合 計	123,905	137,768	123,905	137,768
保証 クレジット・デリバティブ	保証	481,774	479,374	480,693	478,693
	クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
	合 計	481,774	479,374	480,693	478,693

(注) 1. 当行が採用する標準的手法においては、不動産担保は信用リスク削減の効果は認められておりません。

2. 個人及び群馬信用保証(株)の保証は、自己資本比率告示の適格要件を満たしていないため、含まれておりません。